

平成21年第3回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	平成21年9月11日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年9月29日	13時49分	議長	酒井恵明	
及び宣告	閉会	平成21年9月29日	15時15分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	出
会議録署名議員	13番	池田実	1番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	毛利俊治		
	健康福祉課長	岩坂唯宜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 第60号議案の訂正の件 |
| 日程第 2 | | 総務常任委員長報告（付託議案第45、46、47、51、52、57号議案） |
| 日程第 3 | | 文教厚生常任委員長報告（付託議案第48、52、53、54、55、57、58、59、60号議案） |
| 日程第 4 | | 産業環境常任委員長報告（付託議案第44、49、50、51、52、56、57、61号議案） |
| 日程第 5 | | 基山小学校改築特別委員長報告（付託議案第52、57号議案） |
| 日程第 6 | 意見書案第 1 号 | 玄海原子力発電所 3 号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書 |
| 日程第 7 | 意見書案第 2 号 | 教育予算の拡充を求める意見書 |
| 日程第 8 | 意見書案第 3 号 | 「肝炎対策基本法」（仮称）の制定を求める意見書 |
| 日程第 9 | | 所管事務等の調査について（総務・文教厚生・産業環境各常任委員会、議会運営委員会） |
| 日程第10 | | 議員派遣の件 |

～ 午後 1 時 49 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 第60号議案の訂正の件

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 第60号議案の訂正の件を議題とします。

町長より第60号議案の訂正の理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんこんにちは。今回の議会もきょうが最終日ということでございます。皆さん方大変お疲れさまでございます。その最後の日になりまして、提出議案の訂正をお願いすることとなり、まことに申しわけなく、そして、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきたいと思っております。

内容は決算でございまして、後期高齢者医療特別会計の収入の調定額の誤りでございます。調定額を収入済額と同額で記載をいたしておりました。それが誤りでございまして、それに伴いまして、収入済額（413ページで訂正）と収入割合も違っておったということでございます。内容につきましては、担当課長より説明を申し上げさせていただきます。

皆さん方には大変御迷惑をおかけいたしまして申しわけございませんけれども、どうぞよろしく訂正方をお願いさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

このたびは後期高齢者の決算につきまして、調定額を収入済額と同額ということで誤って計上いたしております。この時点で私がちゃんとチェックをしておれば、この問題は発生しなかったと思っておりますので、そういう面を含めまして、チェックミスもあわせましておわびを申し上げたいと思っております。

貴重な時間を費やしまして大変申しわけございません。訂正をお願いする箇所につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

まず、決算書をよろしくお願いいたします。決算書の188ページ、189ページをお開き願いたいと思います。よろしいでしょうか。

一応資料を差し上げておりますので、資料と見比べながらよろしくお願いいたしたいと思えます。

まず、188ページ、歳入でございますけれども、1款・後期高齢者医療保険料の調定額でございますが、128,828,100円に、それから、同じく右側の収入済額でございますけれども、392,500円に訂正をお願いいたしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

収入未済額は挿入、ゼロになっているからね。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）続

ああ、そうです。申しわけございません。ゼロを392,500円に……（発言する者あり）

失礼いたしました。再三の間違い、申しわけございません。収入未済額でございます。これを392,500円に訂正をお願いいたします。

それから、1項・後期高齢者医療保険、同じく調定額でございますけれども、128,828,100円に、同じ列の収入未済額につきましても392,500円に訂正をお願いいたします。

それから、歳入合計、一番下になりますが、歳入合計の調定額163,882,967円に、それから、189ページの一番下の収入未済額392,500円にそれぞれ訂正をお願いいたいと思っております。

それから、事項別明細書の195ページでございます。

これも同じく1款でございますけれども、後期高齢者医療保険料の調定額につきましても128,828,100円に、収入未済額につきましても392,500円に訂正をお願いいたします。

1款1項の後期高齢者医療保険、これにつきましても同じく調定額128,828,100円、それから、収入未済額392,500円に訂正をお願いいたします。（発言する者あり）

調定額につきましても128,828,100円、申しわけございません。それから、収入未済額につきましてもは392,500円でございます。

それから、2目の普通徴収保険料でございます。これにつきましても、調定額の訂正でございます。46,851,250円に、それから、収入未済額を392,500円、その1節でございますけれども、調定額につきましても46,851,250円、収入未済額392,500円に訂正をお願いいたしたいと思っております。

それから、次のページをお願いいたします。

197ページになりますけれども、歳入合計、これの調定額でございます。163,882,967円、収入未済額392,500円にそれぞれ訂正をお願いいたします。

それと資料関係でございますが、実質収支に関する調書関係の18ページになります。申しわけございません。これは印刷の都合上、17ページもあわせて印刷をしておりますが、これにつきましては訂正はございません。18ページの後期高齢者医療特別会計について分の訂正になりますので、そちらのほうを説明させていただきたいと思っております。

まず、平成19・20年度款項別決算額比較表、後期高齢者医療特別会計、18ページでございます。歳入につきまして、1款・後期高齢者医療保険料、この調定額につきまして128,828,100円、それから、収入未済額392,500円、収入歩合、調定対の数字を99.7、それから、歳入合計でございます。20年度調定額163,882,967円、収入未済額392,500円、収入歩合の調定99.8にそれぞれ訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

再三間違えまして、申しわけございませんでした。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

私も先ほど理由を申し上げた中で、調定額を収入済額と同額で記載し、それが間違っておったと。それに伴って、収入済額と申し上げたかもしれないというような、ちょっとそういう不安が今よぎりまして、収入未済額、そして収入割合も違って来たということでございますので、もし間違っておったら、ひとつ訂正方をお願いしたいというふうに思います。申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております第60号議案の訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、第60号議案の訂正の件を許可することに決定いたしました。これより暫時休憩いたします。

～午後2時　　休憩～

～ 午後 2 時 6 分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第 2 ～ 5 総務常任委員長報告、文教厚生常任委員長報告、産業環境常任
委員長報告、基山小学校改築特別委員長報告

議長（酒井恵明君）

日程第 2 . 総務常任委員長報告、日程第 3 . 文教厚生常任委員長報告、日程第 4 . 産業環
境常任委員長報告、日程第 5 . 基山小学校改築特別委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務常任委員長の審査報告を求めます。原総務常任委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

第45号議案 基山町国土利用計画審議会条例の一部改正について

第46号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第47号議案 基山町税条例の一部改正について

第51号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算
（第 2 号））中付託分

（歳入全般、歳出 2 款、14 款）

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）中付託分

（歳入全般及び歳出 1 款、2 款、7 款、9 款、12 款、14 款）

本委員会は、9月17日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決・承認すべ
きものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第45号、47号、52号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

第45号議案 基山町国土利用計画審議会条例の一部改正について

審議会委員の構成のうち、町民及び団体の代表者 7 人の選出基準についてただしたところ、
農業関係者、森林関係者、商工関係者、勤労者、女性、行政区の各代表、一般公募からそれ
ぞれ 1 名を考えているとの説明を受けた。

国土利用計画は、国土利用計画法に基づき定めるもので、この計画を定めないと今後の作
業が進まず、県全体の国土利用計画の策定がおくれたため、基山町の計画策定も 3 年おくれ
ているとの説明を受けた。

第47号議案 基山町税条例の一部改正について

今回の条例改正の主な点についてただしところ、第1点は、個人の住民税の住宅借入金特別控除の創設で、平成21年1月1日から平成25年12月31日までに入居された方を対象に、所得税で控除し切れなかった分を最高10年間にわたり、1人当たり96,500円を限度として住民税から控除するものである。第2点は、長期譲渡に係る個人の住民税の課税の特例の創設で、平成21年、平成22年中に取得した土地等を5年以上所有して譲渡した場合に、その譲渡価格から最高10,000千円の特別控除をするもの、第3点目は、これまで普通徴収していた年金の住民税について、平成22年10月から特別徴収するという説明を受けた。

特に、年金の特別徴収については、従来の徴収方法と違うことから、対象者に対して丁寧な説明を行うよう要望した。

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第3号）中付託分

（歳入全般、歳出1款、2款、7款、9款、12款、14款）

歳 入

（1款1項2目1節）

法人町民税で、9号法人が3号法人に変わったことと1号法人の減少についてただしところ、2社の9号法人は分割により3号法人になっていたこと、1号法人の減少は倒産や廃止でなく、アパートの一室を借りて事業をやっていた町外の事業所等が事業が終わって撤退したものであるという説明を受けた。

（19款4項4目1節）

広域入所保育受託事業21,161千円についてただしところ、当初6名を見込んでいたが、38名に増加したとの説明を受けた。その内容といたしましては、鳥栖市から29名、小郡市から6名、志免町から2名、筑前町から1名であるとの報告を受けた。

歳 出

（2款1項1目4節）

共済組合の掛け金の増額についてただしところ、平成21年度が地方公務員共済組合連合会の財政再計算の年であり、保険料率が平成21年9月に0.345%引き上げられ15.14%にすると決定されたため、この率の引き上げにより年間に一般会計で6,576千円、特別会計を合わせると6,964千円になるとの説明を受けた。

（2款1項1目13節）

男女共同参画意識調査業務委託料819千円についてただしたところ、一般が1,000人、18歳が226人、中学生が191人にアンケートをお願いした。回収は、一般が480人（48%）、18歳が77人（34.1%）、中学生が182人（95.3%）となっている。委員会の協議や県との相談の結果、集計までは町で行い、分析は専門家に委託するとの説明を受けた。

（2款1項6目13節）

基幹系情報システム業務委託料3,070千円についてただしたところ、鳥栖広域電算センターで稼動していた電算システムをオープン化し、11月からそれぞれの市町に分割し、共通のパッケージを導入し移行を進めているが、22年度から実施予定の町税等のコンビニ収納のシステムが入っていないので、追加する委託料であるとの説明を受けた。

第57号議案 平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

（歳入全般、歳出1款、2款、5款、7款、8款2項1目11節・12節、9款、12款、13款1項、14款）

本委員会は、審査の結果、以下のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

記

1．認定する。

2．留意事項

第57号議案 平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

（歳入全般、歳出1款、2款、5款、7款、8款2項1目11節・12節、9款、12款、13款、14款）

歳入

（1款1項1目）

個人町民税の徴収率低下の要因をただしたところ、景気の低迷が原因と思われる。今後は臨時職員を雇用しながら、従来の訪問徴収から督促、催告、差し押さえ等に重点を変更し、徴収を強化するとの説明を受けた。

（13款1項3目2節）

まちづくり交付金の事業費と補助金の経緯についてただしたところ、19年度は146,056千円の事業計画に対し82,000千円の補助金、20年度は45,500千円の事業計画に対し32,000千円の補助金、21年度は122,000千円の事業計画に対し10,000千円の補助金になっており、現時点での補助金の割合は39.5%になっているとの説明を受けた。

歳 出

(2 款 1 項 14 目 19 節)

県行政無線運営協議会負担金の不用額110,890円についてただしたところ、県との調整で360千円の予算を組んでいたが、実績は249,110円であったとの説明を受けた。

19年度においても202,374円の決算額に対し、157,626円の不用額となっている。

一般的にこのような不用額の件数、金額とも多く見受けられる。実績や的確な調査研究を踏まえた上、適正な予算編成処理をするよう強く要望した。

議員各位におかれましては、慎重に御審議いただき、当委員会の報告に御賛同いただきま
すようよろしくお願いを申し上げ、当委員会の報告を終わります。

議長(酒井恵明君)

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長(平田通男君)(登壇)

文教厚生常任委員会審査報告書

第48号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第3号)中付託分
(歳出3款、4款1項1目、2目、4目、10款、13款)

第53号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

第54号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算(第1号)

第55号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

本委員会は、9月17日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第52号、53号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

記

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第3号)

歳 出

(3 款 2 項 1 目 7 節)

放課後児童対策事業臨時雇賃金492千円の追加は、平成22年度から実施するひまわり教室、コスモス教室を2教室に分けるため、来年1月からの指導員の事前研修のための臨時雇賃金であるとの説明を受けました。

なお、指導員の労働条件の改善、管理運営については、保護者のニーズに合ったやり方を検討するよう要望いたしました。

(4 款 1 項 1 目)

平成22年2月6日に開催される子育てシンポジウムの予算についてただしましたところ、宝くじ助成金(1,000千円)を利用して開催する基調講演、イベント等の委託料であるとの説明を受けました。

なお、当日は参加者が多くなるようなイベントを計画してありますが、多くの団体へ参加依頼をすることも必要ではないかとの意見がありました。

(4 款 1 項 4 目 13 節)

各種健(検)診委託料2,357千円の追加は、女性特有のがんの受診率が低いので、受診率向上のため国の負担で実施されるもので、個人負担はないとの説明でありました。

また、検診対象者は、乳がん検診が40歳から60歳までの5歳刻み、子宮頸がん検診は20歳から40歳までの5歳刻みであり、対象者へはクーポン券を発行するとの説明を受けました。

(10 款 5 項 1 目 3 節)

時間外勤務手当282千円の追加は、きやまロードレース、町民体育大会等のものとの説明を受けました。

なお、これらの時間外勤務手当は、年度当初予算段階で事業計画が決定されているものであり、当初予算に計上すべきものであるとの指摘をいたしました。

第53号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳 入

(1 款 1 項 1 目)

一般被保険者国民健康保険税の更正24,999千円については、所得の確定に伴う調定の減及び被保険者の減少によるものとの説明を受けました。

なお、国保特別会計は財政基盤が脆弱であり、経済情勢に敏感に左右されるため、保険税の算定については慎重に精査して計上するようにとの意見がありました。

歳 出

(2 款 1 項 1 目 19 節)

一般被保険者療養給付費負担金38,646千円の追加は、新型インフルエンザを見込んだ額18,000千円と3月から7月までの不足分と今後の伸びを見込んだ通常の療養給付費20,646千

円であるとの説明を受けました。

第57号議案 平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分
(歳出3款、4款1項1目、2目、4目、10款、13款2項)

第58号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第59号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

第60号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、報告をいたします。

記

1. 認定する。

以上、本委員会では慎重審議、審査をいたしまして、委員会の報告どおり皆様方の同意を得たいと思います。

なお、内容につきましては、各議員に十分に審議をされまして御採決いただきますようによくお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山産業環境常任委員長。

産業環境常任委員長(大山軍太君)(登壇)

産業環境常任委員会の審査報告を申し上げます。

第44号議案 基山町安全安心まちづくり推進条例の制定について

第49号議案 町道の路線の廃止について

第50号議案 町道の路線の認定について

第51号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度基山町一般会計補正予算
(第2号))中付託分(歳出8款、11款)

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第3号)中付託分
(歳出2款1項6目、4款、6款、8款、11款)

第56号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算(第2号)

本委員会は、9月17日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決・承認すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第44、50、51、52、56号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第44号議案 基山町安全安心まちづくり推進条例の制定について

協議会の名称が「基山町安全なまちづくり推進協議会」となっていたため、委員会としては、条例と同じ「基山町安全安心まちづくり推進協議会」の名称にしたほうが良いという意見が多く出され、今後、検討されるよう要望いたしました。

第50号議案 町道の路線の認定について

平成20年11月に神の浦ため池の埋め立てと有効利用の地元要望があり、埋め立てとあわせて道路整備することになった。地元からの要請により平成21年9月18日と9月23日に10区運営委員会で説明が担当課よりなされた。神の浦ため池については、以前からのり面崩壊の危険、生活雑排水の異臭、周囲の道路が狭いため緊急車両が入りにくい等の問題があり、改善が必要であった。認定後は、国土交通省の地域活力基盤創造交付金を利用し整備を行う予定である。地域住民の日常生活の安全性と利便性の向上を図るために、町道本桜・城の上線のバイパス道路を整備し、関連する町道の起点、終点、町道名を変更する必要があるとの説明を受け、委員会で9月18日に現地調査を行った。委員会としては、道路の早期整備と埋め立て跡地の有効利用がなされるよう要望した。

第51号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第2号））中付託分（歳出8款、11款）

歳 出

（8款2項2目22節）

箱町・麦尾線道路改良工事に伴う物件移転等補償費538千円についてただしところ、基山小学校屋外運動場整備工事に伴い、交通安全上、電柱2本を移設する必要があり、その移転補償費であるとの説明を受けた。

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第3号）中付託分（歳出2款1項6目、4款、6款、8款、11款）

歳 出

（2款1項6目13節）

デマンド（事前予約）タクシー試験運行委託料3,150千円についてただしところ、平成21年度佐賀県地域交通支援モデル事業により実施するもので、利用時間帯と目的地を設定し、利用者の予約に応じて運行ルートを決め、今後、第1期に65歳以上、第2期に町民全体を試験対象にダイヤモンド型乗り合いタクシー事業を実施するもので、本格運行移行については個

人負担も検討する必要があるとの説明を受けた。委員会としては、町民に十分周知して実施されるよう要望した。

(6 款 2 項 2 目 15 節)

美しい森林づくり基盤整備工事63,800千円についてただしたところ、7月24日から26日の林道災害による土砂の撤去等の林道整備を行うものであり、寺谷線12カ所、鎌浦線1カ所、一ノ坂・河内線1カ所、岩坪線1カ所の計15カ所、延長222メートル分で補助対象事業費は60,000千円で、補助率2分の1(国)であるとの説明を受けた。

(8 款 3 項 3 目 11 節)

修繕料1,000千円についてただしたところ、基山小学校に設置されていたフェンスを再利用し、中央公園西側のフェンスを修繕するためであるとの説明を受けた。

(8 款 5 項 1 目 11 節)

修繕料2,315千円についてただしたところ、町営住宅全般の修繕料2,000千円、本桜団地受水槽ポンプの修繕料315千円であるとの説明を受けた。

第56号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算(第2号)

歳 出

(2 款 1 項 1 目 15 節)

公共下水道工事18,251千円についてただしたところ、基山ニュータウンの公共下水道管更生工事の追加9,350千円、まちづくり交付金町単独工事200千円、公共下水道污水管築造工事3,000千円、桜町・伊勢山線マンホールの補修工事1,800千円、公共下水道末端管整備工事3,901千円であるとの説明を受けた。

続きまして、決算審査報告をいたします。

第57号議案 平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

(歳出 2 款 1 項 5 目・6 目・7 目、3 款 1 項 2 目・5 目、4 款、6 款、8 款、11 款)

第61号議案 平成20年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定したから報告します。

記

1. 認定する。
2. 留意事項

第57号議案 平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分

(歳出2款1項5目・6目・7目、3款1項2目・5目、4款、6款、8款、11款)

歳 出

(2款1項5目14節)

基山駅前自転車駐車場用地借上料715,900円についてただしたところ、瀧光徳寺所有の230.1平米、289,300円とJR九州所有の339平米、426,600円の駐輪場用地借上料であるとの説明を受けた。

(6款1項3目19節)

農業振興費補助金3,381,332円についてただしたところ、大豆機械利用組合の大豆刈り取りコンバインに対する補助1,000千円、農業生産基盤整備で水路整備等に対して1,903千円、スクミリンゴ貝駆除に対する補助148,332円、体験農園管理に対する補助330千円であるとの説明を受けた。

第61号議案 平成20年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

歳 出

(2款1項1目11節)

修繕料14,325,745円についてただしたところ、処理場の老朽化に伴い、今後も修繕についてはふえてくるという説明があり、委員会としては、今後の基山町下水道処理計画についての資料を要求いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の審査経過、結果について十分審議をしていただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

議長(酒井恵明君)

次に、基山小学校改築特別委員長の審査報告を求めます。松石基山小学校改築特別委員長。

基山小学校改築特別委員長(松石信男君)(登壇)

基山小学校改築特別委員会審査報告を行います。

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第3号)中付託分

(歳出10款2項5目)

本委員会は、9月17日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

次に、決算の認定について報告いたします。

第57号議案 平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について中付託分
(歳出10款2項5目)

本委員会は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

記

1 認定する。

2 留意事項として、

歳 出

(10款2項5目)

不用額51,063,239円についてただしましたところ、主なものとして基山小学校改築工事の入札減及び校用備品の見積もり入札の減であるとの説明を受けたところでございます。

以上、報告といたします。

議長(酒井恵明君)

以上で各常任委員長の審査報告を終わります。

これですべて終了いたしました。

これより討論、採決を行います。

第44号議案の討論を行います。片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

ただいま産業環境委員会の審議の結果、賛同すべきという報告がございましたが、どうしてもこれは見逃せないということで、私は反対の討論をいたします。

基山町安全な町づくりに関する条例の全部を改正するというものでありましたが、私はこのときにいれば、これにも反対をしていた。理由は、法律、条例というのは自由、あるいは住民の権利を制限し、義務を課するものであります。それを安易に条例を定めている。しかも、その条例の中身は、先ほど委員長の報告がありましたように、安全安心まちづくり推進協議会となっていながら、委員会名は安全な町づくり推進協議会のままであるとか、これは公文書を全く知らない人の起案であります。こういう条例をつくってはいけない。

この前、質問したときに、今、いろんなところで小学校の児童の見送りとか、いろいろなことをやっておられます。それがもし交通事故に遭ったときに補償を何かお考えですかといったら、考えていない。義務を課して、その対応すら考えられていない。

また、この目的を見たら、住民意識の高揚なんていうのは法以外でもできるわけですよ。できるものを法で定めてはいけないというのは基本原則です。

したがって、反対をします。

また、法というのは、厳格、厳密でなければいけないけれども、それが非常にあいまいである。なぜ厳格、厳密でなきゃいけないかというと、先ほど申したように、住民の自由や権利を制圧するからであります。あるいは義務を課すからであります。

本条例から見ます法による義務化に関して申せば、災害は自然災害と人為災害があるわけですが、それについて考察をされていないんじゃないかと私は見たんですね。それから、町民の定義が、まちづくり基本条例、今回出されておりますが、その中の町民の定義と、この安全安心まちづくり推進条例の町民の定義が違ふんです。同じ町でつくりながら町民の定義がそれぞれ違うというのは、混乱を来すもとであります。条例がきちっと執行されない、コンプライアンスがきちっといかない、こういう原因になるからであります。

先ほど出ておりました協議会の名前でございますけれども、これは単に報酬条例をつけかえればよかったですよ、名前を変えても、ちゃんとした名前にしても。それを怠ったのかどうかわかりませんが、非常に手抜きである、極端なことを言うと。

それから、町民の責務で「協力するよう努める」と書いてあるんですね。努めるようなあいまいな表現を条例につけるのはいかがか。これはまちづくり基本条例の中でもいろいろ委員の中から意見が出たところなんですけれども、そういうことがあります。

次に、第8条に「事業者等」と書いてありますが、「等」とは何か。公文書においては、「等」というのは、わからないから「等」じゃないんです。これとこれをまとめて「等」と言うよという定義があります。それあたりがきちっとしていない。

それから、一番大事なことは、第10条に「この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。」と書いてあります。一般に条例とか法は、委任事務があったり、執行に関して町長が定めるのは当然のことなんですけど、ここに改めて書いてある。書いていない条例もあります。なぜ書いたか。これは本来、議会で審議しなきゃいけないような規則が町長から勝手に出されることの許可を与えたものである、これを議会が通せばですね。本来、大事なことは住民の代表である議会を通すのが建前であります。それを町長に勝手につくっていいよということを議会に求めるのがこの第10条であります。基山町の条例の中にはこれがなくて、手続条例である規則をちゃんと定めてあるのもあります。

重ねて申しますが、法令というのは公権力により町民の自由の制約を最小限にしなきゃいけない、義務の付加を最小限にしなければいけない。そういう視点から、今まで質疑応答を聞いていますと、余り深く考えられていない。そういうことで基山町の条例はつくられているんじゃないかという気がしてなりません。あいまいな法令は權威をなくし、コンプライアンス精神を滅ぼします。また、パブリックガバナンスという行政の統治を誤ることになるでしょう。

こういうふうなことで、私の願わくば、我々議員というのは基本的には余り法令には詳しくないのが本当ですよ、議員にはいろんな方がおられるわけですから。我々もそう、詳しくない。やっぱり現職の執行部がそういうことをきちっと抑えて議会に提案していただきたい。したがって、今回のこの第44号議案は、産業環境委員長の報告にありました。認めるよという話がありましたけれども、あえてこれは認めるべきじゃない。いろんな欠点のある、あいまいである、そういう条例であるということをあえて申し上げて、反対の討論にさせていただきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

第44号議案に対する反対討論を片山議員がなされましたが、賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第44号議案を採決します。

本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第44号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第45号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第45号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第45号議案は原案どおり可決いたしました。

第46号議案の討論を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

第46号議案に反対する側からの弁論を行います。

本議案は、単に費用弁償の項目をつけるということでありましてけれども、項目に地域公共交通会議委員の費用弁償を追加するというのが主たる原因、それから、国土利用計画審議会委員の報酬を変えるというのが案件なんです。2つの点から、1つは、地域公共交通会議委員会の設置について、これを要綱で定めてあります。なぜ条例にならないんだろうか。確かに自治法では委員会というのは規則で決めることがいいという判例というか、解釈があるのはあるんです。ただ、その委員会が町長の中の部下を使った委員会なのか、市民まで巻き込んだ委員会なのかは、その解説書の中では明確ではありません。基本的には大きな町民にかかわる事項はきちっと条例ですべきだと思いますし、今までの基山町の、全部じゃありませんが、調べますと、条例できちっと定めた委員会もあります。定めない、ただ単に要綱と書いてしている委員会もあります。その区切りはどうなっているんでしょうか。私は一般質問の中で、パブリックガバナンスとコンプライアンスについて説明を求めたんですが、そこあたりが非常にいいかげんになっている。そういう点で、これはやはりもう一度検討する必要があると。

それから、2つ目の理由は、報酬が5,700円となっております。これをなぜですかと総務課長にお尋ねしたら、隣から横並びだと、こういう話なんです。確かにみやき町も同じ5,700円であります。この会議は、多く傍聴させていただいているんですが、極端に言うと30分ぐらいで終わる会議もあります。この前、男女共同参画の会議は3時間にわたりました、傍聴してですね。それでも、30分でも、3時間でも5,700円なんです。今、最低賃金というのがありますが、日本には47県ありますから、地域の最低賃金は47種類あるんです。佐賀県は629円、先ほどから1円上がりまして、最低賃金は1時間629円です。これをなぜ報酬を時間単位にしないのか。2時間あれば650円の1,300円ですね。今、町長が行政改革、財政改革と言われておりながら、ずっとそういう地道なところに手がついていっていない。

まことに恐縮なことでありますが、昔、私が父親に「お父さん、これを買ってください」、こう言った。「何でだ」と。「いや、酒井君が持っているからね」と、こう言った。父は「おまえは酒井君と一緒にないだろう。おまえが必要な理由を上げろ」と、こういう話なんです。みやき町と同じとか、筑紫野市と同じという話じゃないんですよ。町長は一番最初にブランドをつくろうと、基山ブランドを立ち上げなきゃいけないとおっしゃった。これは物だけじゃなくて、やはりいろんな考え方でオリジナルをつくっていかうという意欲だったと思うんですが、そこあたりが非常にお粗末だ。やはり5,700円では私はいかがなものかなということで、これに反対をすることにしました。

もう1つは、今、基山町である無法主義、関連主義を排除するという観点から、第46号議案に反対することによって基山町の執行部に警鐘を乱打したい、こういう意識で反対の討論をさせていただきました。よろしく御検討をお願いいたします。

終わります。

議長（酒井恵明君）

第46号議案に対する反対討論がございました。賛成討論される方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、これで討論を終わります。

第46号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第46号議案は原案どおり可決しました。

第47号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第47号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第47号議案は原案どおり可決しました。

第48号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第48号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第48号議案は原案どおり可決いたしました。

第49号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第49号議案を採決します。

本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第49号議案は原案どおり可決いたしました。

第50号議案の討論を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

2番議員の重松です。第50号議案 町道の路線の認定について、賛成の立場で討論をしたいと思っております。

ただ、その賛成が積極的な賛成ではなく、条件つき、要望つき賛成というのをまず最初に申し上げたいと思います。

道路行政は大変大事な行政と私も思っておりますし、ただ片方で多額な税金を投入しなければならないという問題があります。こういう問題を一つ一つクリアするためには、町民の理解がまず大前提としてなければならないというふうにも思っております。

今回、私が賛成するのは以下の理由によりますけれども、1点は、御存じのように、神の浦ため池が農業用水としての役目を終えたという問題があります。そういう中で、生活排水が流れ込み、また大変不衛生になったという問題、大雨が降り、のり面崩壊が発生しているという問題があります。こういう問題を地元の要望として早く解決してくれということで、埋め立ての要望が出ているというのがまず第1点の賛成の理由です。

そして、第2点の理由は、6月議会でけやき台中央を走る白坂・久保田2号線の町道の廃止認定について、私は反対を行いました。しかし、今回賛成するのは、今回の町道が生活道路であるという問題です。10区の上町、新町、桜町、神の浦を通る町道は、本桜・城ノ上線の1本しかありません。その道は大変狭く、勾配もきついという問題があります。緊急車両が入ろうとしても入れないという問題があります。こういう問題を解決するためにも、町道の認定が必要というふうに私は思っております。

ただ、今から上げる4点の解決しなければならない問題がまた片方であるのではないかと
いうふうに思っています。

1点は、神の浦ため池を埋め立てるために、町道の認定を受けて町道建設をしていくという
のがありますけれども、神の浦ため池の中央を町道が走る計画、どうしてこういうふうに
池の中央を走らせるのかなというのがあります。中央を走らせれば、当然、その土地の有効
活用ができなくなります。そういった意味では、町の執行部はまず提案する段階において十
分考慮すべきだったのではないかなというふうに思っています。

2点目は、財源を当初はまちづくり交付金で行うというふうなことでした。そして、当初
は6月議会に提案もする予定でしたけれども、補助率がよい地域活力基盤創造交付金を活用
したいということで今回は提案されています。今、国の仕組み、政府の仕組みも大きく変わ
りました。今、民主党を中心とする連立与党は補助金の見直しを行っております。そういっ
た意味では、今回の地域活力基盤創造交付金が将来どのようになるのかもわからないという
中で、今回認定したとしても、工事が始まるわけですがけれども、大変財源的に不安がありま
す。町の一般財源がどのようになっているのか、そして、もしも補助金が出ないときには町
の一般財源でできるのかという問題を含めて、ある程度明らかにするべきではないのかなと
いうふうに思っております。

それから3点目として、今回、町道の廃止認定が出されましたけれども、今後の工事計画
については不確定要素が多過ぎるという問題があります。9月18日、そして9月23日に地元

にも出向かれて説明をされたというふうに聞いておりますけれども、今後の計画がまだまだ不確定要素が多過ぎるというふうに思っております。説明では22年度に実施計画を策定する、そして23年度に用地の購入を行い、24年度、25年度で工事に入るというふうに言われています。今後5年間、この道をつくるのに時間的な長さもかかります。そういった意味では、まず、全体計画も明らかにしておくべきだったのではないかなというふうに私は思っております。

そして4点目に、例えば、第4次総合計画や基山町都市計画マスタープランで都市計画道路の延伸、延長がうたわれています。塚原・長谷川線、日渡・長野線の延伸計画も出されているわけですが、基山町全体の町道の計画が大変わかりづらいと私は思っております。片方で、塚原・長谷川線にしても、もう延伸はしないんだというふうに言われています。そして片方で、町道の廃止認定で新たに町道をつくらうと言われています。

基山町の町民は、今、いろんな要望を町のほうに出しています。どれを優先順位にするのかというのは、これは町執行部の考えるところではあるわけですが、まず、町民の意見を十分に聞いていただきたい。そして、全体計画も明らかにしていただきたいというふうな4点の要望を申し上げまして、賛成の討論を行いました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（酒井恵明君）

第50号議案に対する賛成の立場での重松議員の討論がございました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第50号議案を採決します。

本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第50号議案は原案どおり可決しました。

第51号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第51号議案を採決します。

本案を総務常任委員長、産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第51号議案は原案どおり承認と決しました。

第52号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第52号議案を採決します。

本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長、基山小学校改築特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第52号議案は原案どおり可決しました。

第53号議案の討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第53号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第53号議案は原案どおり可決しました。

第54号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第54号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第54号議案は原案どおり可決しました。

第55号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第55号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第55号議案は原案どおり可決しました。

第56号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第56号議案を採決します。

本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第56号議案は原案どおり可決しました。

第57号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第57号議案を採決します。

本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長、基山小学校改築特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第57号議案は原案どおり認定と決しました。

第58号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第58号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第58号議案は原案どおり認定と決しました。

第59号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第59号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第59号議案は原案どおり認定と決しました。

第60号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第60号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第60号議案は原案どおり認定と決しました。

第61号議案の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第61号議案を採決します。

本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第61号議案は原案どおり認定と決しました。

日程第6 意見書案第1号

議長（酒井恵明君）

日程第6．意見書案第1号 玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書を議題とします。

これより採決を行います。

意見書案第1号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立少数と認めます。よって、意見書案第1号は不採択と決しました。

日程第7 意見書案第2号

議長（酒井恵明君）

日程第7．意見書案第2号 教育予算の拡充を求める意見書を議題とします。

これより採決を行います。

意見書案第2号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第2号は採択と決しました。

日程第8 意見書案第3号

議長（酒井恵明君）

日程第8．意見書案第3号 「肝炎対策基本法」（仮称）の制定を求める意見書を議題とします。

これより採決を行います。

意見書案第3号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、意見書案第3号は採択と決しました。

日程第9 所管事務等の調査について

議長（酒井恵明君）

日程第9．所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務、文教厚生、産業環境、各常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務等の調査について、記載どおり会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

日程第10 議員派遣の件

議長（酒井恵明君）

日程第10．議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして、平成21年第3回定例会を閉会します。

午後3時15分 閉会

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒 井 恵 明

基山町議会議員 池 田 実

基山町議会議員 大 山 勝 代